

令和7年第2回基山町議会（臨時会）会議録（第2日）						
招集年月日	令和7年4月22日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開議	令和7年4月23日	9時30分	議長	末次	明
及び宣告	閉会	令和7年4月23日	15時08分	議長	末次	明
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	工藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水田 志保	出	9番	栗野 久明	出
	3番	中牟田 文明	出	10番	重松 一徳	出
	4番	佐々木 教雄	出	11番	大山 勝代	出
	5番	中村 絵理	出	12番	松石 信男	出
	6番	天本 勉	出	13番	末次 明	出
	7番	松石 健児	出			
会議録署名議員	6番	天本 勉	7番	松石 健児		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀 浩		(係長) 天野 拓也		(書記) 真崎 静	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也	こども課長	山本 賢子		
	副町長	熊本 弘樹	農林課長	大石 顕		
	教育長	柴田 昌範	商工観光課長	佐藤 定行		
	総務課長	平野 裕志	まちづくり課長	井上 克哉		
	企画政策課長	亀山 博史	定住促進課長	山田 恵		
	財政課長	吉田 茂喜	建設課長	今泉 雅己		
	税務課長	古賀 満宏	会計管理者	寺崎 博文		
	住民課長	藤田 和彦	教育学習課長	井上 信治		
	健康増進課長	村上 妙子	こども課保育園長	舟木 徳茂		
	福祉課長	戸井 竜二	まちづくり課図書館長	城本 直子		
プラチナ社会政策課長	松田 美紀	建設課参事	酒井 孝行			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|----------------|--|
| 日程第 1 | 議席の一部変更 |
| 日程第 2 | 委員の選任 |
| 日程第 3 | 一部事務組合議会議員の選挙 |
| 日程第 4 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 5 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 6 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度基山町一般会計補正予算（第 8 号）） |
| 日程第 7 議案第 27 号 | 令和 7 年度基山町一般会計補正予算（第 1 号） |

（追加日程）

- | | |
|-------|-----------------|
| 日程第 1 | 議長の常任委員辞任の件 |
| 日程第 2 | 議長の議会改革特別委員辞任の件 |

～午前 9 時30分 開議～

○議長（末次 明君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第 1 議席の一部変更

○議長（末次 明君）

日程第 1. 議席の一部変更を議題とします。
ただいまより変更議席表を配付します。

〔変更議席表配付〕

○議長（末次 明君）

会議規則第 3 条第 3 項の規定により、議長は13番議席の重松一徳議員を10番議席に、10番議席の栗野久明議員を 9 番議席に、 9 番議席の末次明議員を13番議席に変更します。議席の移動をお願いいたします。

日程第 2 委員の選任

○議長（末次 明君）

日程第 2. 委員の選任を議題とします。

常任委員会については、変更の申出がありました。

お諮りします。基山町議会委員会条例第 5 条第 5 項の規定によって、委員の委員会の所属を変更したいと思います。

変更後の総務文教常任委員会委員に、工藤絵美子議員、佐々木教雄議員、松石健児議員、大久保由美子議員、重松一徳議員、大山勝代議員、末次明議員。

厚生産業常任委員会委員に、水田志保議員、中牟田文明議員、中村絵理議員、天本勉議員、栗野久明議員、松石信男議員。

広報広聴常任委員会委員に、工藤絵美子議員、水田志保議員、佐々木教雄議員、中村絵理議員、栗野久明議員、重松一徳議員にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、変更後の総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、広報広聴常任委員会の各委員は、以上のとおり決定しました。

お諮りします。重松一徳議員を新たに総務文教常任委員会委員に指名したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、重松一徳議員を総務文教常任委員会委員に選任することに決定しました。

委員の任期は、委員会条例第5条第6項の規定により、前任者の残任期間となります。正副委員長については、委員による互選をいただき、後ほど報告します。

ここで暫時休憩します。

～午前9時34分 休憩～

～午前9時40分 再開～

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（栗野久明君）

休憩中の会議を再開します。

ただいま議長から、総務文教常任委員会委員の辞任願が提出されました。議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗野久明君）

異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長の常任委員辞任の件

○副議長（栗野久明君）

追加日程第1. 議長の常任委員辞任の件を議題とします。

この場合、地方自治法第117条の規定によって、議長の退場を求めます。

〔議長退場〕

○副議長（栗野久明君）

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適

当ではありませんし、また、行政実例でも、議長においては辞任を認めているところでありますので、総務文教常任委員会委員を辞任したいとの申出がありました。

ここでお諮りします。辞任について許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗野久明君）

異議なしと認めます。よって、議長の総務文教常任委員会委員の辞任を許可することに決しました。

ここで議長の入場を許可します。

〔議長入場〕

○副議長（栗野久明君）

それでは、議長と交代します。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（末次 明君）

引き続き委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、基山町議会委員会条例第5条第4項によって、中牟田文明議員、天本勉議員、松石健児議員、大久保由美子議員、大山勝代議員、松石信男議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。ただいま指名しました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決まりました。

委員の任期は、委員会条例第3条第3項の規定により、前任者の残任期間となります。正副委員長については、委員による互選をいただき、後ほど報告します。

ここで暫時休憩します。

～午前9時44分 休憩～

～午前9時50分 再開～

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（栗野久明君）

休憩中の会議を再開します。

ただいま議長から、議会改革特別委員会委員の辞任願が提出されました。議長の議会改革特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗野久明君）

異議なしと認めます。したがって、議長の議会改革特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2 議長の議会改革特別委員辞任の件

○副議長（栗野久明君）

追加日程第2、議長の議会改革特別委員辞任の件を議題とします。

この場合、地方自治法第117条の規定によって、議長の退場を求めます。

〔議長退場〕

○副議長（栗野久明君）

議長から、議会改革特別委員会の委員は議長を除く全議員となっていることから、議会改革特別委員会委員を辞任したいとの申出があります。

ここでお諮りします。辞任について許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗野久明君）

異議なしと認めます。よって、議長の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

ここで議長の入場を許可します。

〔議長入場〕

○副議長（栗野久明君）

それでは、議長と交代します。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（末次 明君）

引き続き委員の選任を行います。

お諮りします。基山町議会委員会条例第5条第4項によって、新しく議会改革特別委員会委員に重松一徳議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。ただいま指名しました重松一徳議員を議会改革特別委員会委員に選任することに決まりました。

委員の任期は、委員会条例第5条第6項の規定により、前任者の残任期間となります。

日程第3 一部事務組合議会議員の選挙

○議長（末次 明君）

日程第3. 一部事務組合議会議員の選挙を議題とします。

一部事務組合議会議員については、辞任の申出がありますので、補欠選挙を行います。

議員を選出すべき一部事務組合は、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合、佐賀県後期高齢者医療広域連合、鳥栖地区広域市町村圏組合、鳥栖・三養基地区消防事務組合及び三神地区環境事務組合となっています。

これらの組合議会の議員は、地方自治法第118条第1項により選挙で選出することになっていますが、同条例第2項により、指名推選の方法によることも可能となっております。

そこで、選挙の方法として議長の指名推選の方法を取りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により選出することに決定しました。

まず、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議員の選出を行います。議長は、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の議会議員に、末次明議長、中牟田文明議員、松石健児議員を推選します。

末次明議長、中牟田文明議員、松石健児議員を筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の議会議員とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、末次明議長、中牟田文明議員、松石健児議員を筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の議会議員とすることに決しました。

次に、佐賀県後期高齢者医療広域連合の議会議員の選出を行います。

議長の指名推選を行います。

議長は松石信男議員を指名します。松石信男議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合の議会議員とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、松石信男議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合の議会議員とすることに決しました。

次に、鳥栖地区広域市町村圏組合の議会議員の選出を行います。

鳥栖地区広域市町村圏組規約第6条により、組合議会の議員は関係市町の議会の議長及び議員のうちから選出された者となっています。

そこで議長は、末次明議長と佐々木教雄議員を指名します。末次明議長と佐々木教雄議員を鳥栖地区広域市町村圏組合の議会議員とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、末次明議長と佐々木教雄議員を鳥栖地区広域市町村圏組合の議会議員とすることに決しました。

次に、鳥栖・三養基地区消防事務組合の議会議員の選出を行います。

鳥栖・三養基地区消防事務組規約第6条により、組合議会の議員は、関係市町の議会の議長及び議員のうちから選出された者となっています。

そこで議長は、末次明議長と水田志保議員を指名します。末次明議長と水田志保議員を鳥栖・三養基地区消防事務組合の議会議員とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、末次明議長と水田志保議員を鳥栖・三養基地区消防事務組合の議会議員とすることに決しました。

次に、三神地区環境事務組合の議会議員につきましては、三神地区環境事務組規約第6条により、組合議員は関係市町の議会の議長及び関係市町の長をもって充てると規定しています。よって、議長末次明が三神地区環境事務組合の議会の議員となりますので、御報告します。

ここで10時15分まで休憩いたします。

～午前10時00分 休憩～

～午前10時15分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

なお、今回の議案等に関係のない課長には退席していただいております。御了承ください。

ここで諸般の報告をいたします。

各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に参りましたので、報告いたします。

総務文教常任委員長に松石健児議員、副委員長に工藤絵美子議員。

厚生産業常任委員会委員長に天本勉議員、副委員長に中牟田文明議員。

広報広聴常任委員会委員長に水田志保議員、副委員長に佐々木教雄議員。

議会運営委員会委員長に大久保由美子議員、副委員長に大山勝代議員。

議会改革特別委員会委員長に重松一徳議員、副委員長に松石信男議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4～7 承認第1号～承認第3号、議案第27号

○議長（末次 明君）

日程第4．承認第1号、日程第5．承認第2号、日程第6．承認第3号、日程第7．議案第27号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいま様々な役職等々決まりまして、新しい体制でこれからまたよろしく願いいたします。

それでは、令和7年第2回臨時会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は専決処分承認案件3件、予算案件1件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）」でございます。

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に公布され、軽自動車税種別割における二輪車の車両区分の見直し、特定マンションに係る申告の見直し規定の新設等の措置を講ずるために、基山町税条例を改正することが急務であるため、令和7年3月31日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）」でございます。

「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令」が令和7年3月31日に公布され、国民健康保険税の基礎課税分及び後期高齢者支援金等課税分に係る賦課限度額の改正が行われたことに伴い、国民健康保険税について、高所得者に応分の負担を求め、中間所得者の負担軽減を図るために、「基山町国民健康保険条例」を改正することが急務であるため、令和7年3月31日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度基山町一般会計補正予算（第8号））」でございます。

地方譲与税、地方交付税等の交付額確定及びふるさと応援寄附金の増額などに伴い、一般会計の予算に補正が急務なため、令和7年3月31日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第27号「令和7年度基山町一般会計補正予算（第1号）」についてでございます。

今回、補正予算として、1億964万4,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも91億9,364万2,000円となります。

補正予算の主な内容といたしましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金による議場システム、避難行動要支援者管理システムの整備及び社会資本整備総合交付金による道路整備、町営住宅の長寿命化などを実施するため、事業費を増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決くださいますようお願い

いたします。

○議長（末次 明君）

町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより詳細説明を求めます。古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

基山町税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案書2ページをお願いいたします。

専決処分書の写しでございます。条例の改正は議会の議決事項でございますが、議会を招集していただく時間的余裕がございましたので、令和7年3月31日に専決処分を行わせていただいております。

専決理由でございますが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律により、軽自動車税種別割における二輪車の車両区分の見直し、特定マンションに係る申告の見直し規定の新設等の改正が行われ、令和7年3月31日に公布、令和7年4月1日に施行されることに伴いまして、基山町税条例を改正することが急務となったためでございます。

議案書3ページをお願いいたします。

改正分を3ページと4ページに上げさせていただいております。

施行日は、令和7年4月1日でございます。

改正の内容につきましては、議案資料のほうで説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

今回の税条例の主な改正内容といたしましては、1点目が軽自動車税種別割の二輪車の車両区分の見直しです。排気量125cc以下で最高出力を4.0キロワット（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）とする改正です。

2点目が固定資産税の特定マンションに係る申告の見直し規定の新設です。特定マンショ

ン（長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンション）に係る特例について、申告書の提出がなかった場合にでも、一定の要件に該当すると認められる場合には、固定資産税の減額措置を適用できる規定を新設するものです。

詳しい改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

資料 2 ページをお願いいたします。

2 ページ、第82条第 1 項第 1 号ウに、軽自動車税種別割の税率といたしまして、新基準バイクの区分を追加しております。そのほか、今回の改正に伴う項ずれなどの改正を行っております。

2 ページ下段、第89条第 2 項第 5 号につきましては、第82条第 1 項第 2 号ウに新基準バイク、新規準原付バイクの区分を追加したことにより、減免の申請書の中にもこの区分を追加する改正でございます。

資料 3 ページ、第90条につきましては、道路交通法が改正され、マイナンバーカードと運転免許証を一体化させたマイナ免許証の運用が始まったことにより、身体障がい者等に対する軽自動車税種別割の減免の際に必要な書類の中で、「運転免許証」としていたものを、「運転免許証又は特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード」へ改める改正及び項ずれの改正、文言の整理に係る改正でございます。

資料 4 ページ、第10条の 3 につきましては、13項に、長寿命化に資する大規模改修工事を行った特定マンションに係る特例につきまして、申告書の提出がなかった場合にでも、一定の要件に該当すると認められる場合には、固定資産税の減額措置を適用できる規定を定め、14項、15項につきましては、これに伴う項ずれの改正でございます。

資料 4 ページの下段から 5 ページの第12条につきましては、令和 6 年分の税額を算定するに当たり、特例措置が適用される土地について、令和 7 年度改正前の法による特例率を乗じることとする改正でございます。

説明は以上でございます。御審議賜り、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（末次 明君）

次に、承認第 2 号の詳細説明を求めます。戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改

正する条例) について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案書の6ページをお願いします。

専決処分書の写しでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、令和7年3月31日付で専決処分を行っております。

専決理由としましては、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行に合わせて、基山町国民健康保険条例を改正することが急務でありましたので、専決処分を行ったものでございます。

議案書の7ページをお願いします。

改正分でございます。

改正条例の施行期日は、令和7年4月1日でございます。

改正内容につきましては、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の6ページをお願いいたします。

改正概要として、2点ございます。国民健康保険税の基礎課税分及び後期高齢者支援金等課税分に係る賦課限度額の引上げと低所得者に対する5割または2割軽減判定所得基準額の引上げでございます。

改正内容としましては、まず、第8条第2項で、基礎課税分の賦課限度額を「65万円」から「66万円」に、また、第3項では、後期高齢者支援金等課税分の賦課限度額を「24万円」から「26万円」に改正しております。

次に、第31条前段では、今申しました賦課限度額の改正に伴う改正となっております。第1項第2号では、5割軽減判定所得基準額の計算式において、43万円に被保険者1人につき「29万5,000円」を加算して判定を行っていたところを、「30万5,000円」に改正しております。

同じく第1項第3号では、2割軽減判定所得基準額の計算式において、43万円に被保険者1人につき「54万5,000円」を加算して判定を行っていたところを、「56万円」に改正しております。

議案資料の7ページから8ページにかけて、新旧対照表を掲載しております。後ほどお目通しのほどよろしくお願ひいたします。

詳細説明は以上です。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（末次 明君）

次に、承認第3号、議案第27号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度基山町一般会計補正予算（第8号））について詳細説明を申し上げます。

議案書の8ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認をお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。

専決処分書の写しでございます。地方自治法第179条第1項に規定されておりますように、議会を招集する時間的余裕がございましたので、令和7年3月31日付で専決処分を行わせていただいております。

専決理由といたしましては、地方譲与税、地方交付税等の交付額確定及びふるさと応援寄附金の増額などに伴い、一般会計の予算に補正が急務となったためでございます。

10ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,664万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ100億5,895万8,000円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

主なものを申し上げます。

歳入につきましては、7款．地方消費税交付金に1億6,030万3,000円、10款．地方交付税に9,778万4,000円、17款．寄附金に5,040万円の増額をいたしまして、18款．繰入金に1億9,440万6,000円の減額をしております。

12ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款．総務費に1億3,603万5,000円を増額し、14款．予備費を51万5,000円増額することで調整を図らせていただいております。

次に、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

2款. 地方譲与税につきましては、町道の延長、面積に応じ、国から地方へ譲与されるものでございます。

1項1目1節. 地方揮発油譲与税では、45万4,000円の増額をしております。

4ページをお願いいたします。

2項1目1節. 自動車重量譲与税では、65万5,000円の増額をお願いしております。

次に、5ページをお願いいたします。

4項1目1節. 森林環境譲与税では、9万7,000円の増額をしております。森林環境譲与税は、私有林の面積、林業従事者数、人口規模に応じて国から譲与されるものでございます。

6ページをお願いいたします。

3款. 利子割交付金では、35万2,000円の増額。

7ページをお願いいたします。

4款. 配当割交付金では、495万2,000円の増額。

8ページをお願いいたします。

5款. 株式等譲渡所得割交付金では、559万円の増額をしております。これらにつきましては佐賀県が徴収いたしまして、各市町の県民税収入決算額に応じて交付されるものでございます。

9ページをお願いいたします。

6款. 法人事業税交付金では、946万円の増額をしております。こちらは県税の法人事業税の一部を従業者数に応じて交付されるものでございます。

10ページをお願いいたします。

7款. 地方消費税交付金では、総額で1億6,030万3,000円の増額をしております。この地方消費税交付金につきましては、各市町の国勢調査人口と消費額に応じて交付されるものでございます。

11ページをお願いいたします。

8款. 環境性能割交付金では、99万円の増額をしております。

12ページをお願いいたします。

10款. 地方交付税では、特別交付税に9,778万4,000円の増額をしております。この増額に

より、令和6年度の特別交付税の交付額を1億8,246万1,000円としまして、また、普通交付税を合わせた地方交付税全体を16億6,023万3,000円とするものでございます。

14ページをお願いいたします。

17款1項. 寄附金、3目1節. 総務費寄附金では、実績見込みによりまして、ふるさと応援寄附金に5,000万円の増額、企業版ふるさと納税寄附金に40万円の増額をしております。

15ページをお願いいたします。

18款1項. 基金繰入金、1目1節. 減債基金繰入金1,139万4,000円の増額をしております。こちらにつきましては、普通交付税の基準財政需要額に算定されております臨時財政対策債の償還分につきましては、令和6年度と令和7年度が2か年にわたり減額算定されることとなっておりました。その相当額につきましては、令和5年度中に普通交付税の追加交付分により措置をされており、減債基金に積立てを行っておりましたので、今回、その相当分を取り崩すものでございます。

次に、2目1節. 財政調整基金繰入金に2億200万円の減額を、また、10目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金に、事業実績見込み減によりまして380万円の減額をしております。

続きまして、歳出でございます。

16ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、6目. 企画費の、こちら財源内訳の変更につきまして、財源内訳の項目のうち、特定財源のその他の項目で、ふるさと応援寄附基金からの財源充当を企業版ふるさと納税の財源充当に同額を振り替えたため、金額の表示はゼロとなっておりますが、財源内訳の変更と説明の欄に表示をしているところです。

次に、8目. 財政調整基金費、24節. 積立金に財政調整基金積立金8,600万円の増額をしております。

次に、13目. ふるさと応援寄附基金費では、総事業費を5,000万円増額いたしまして、予算の組替えを行っております。実績見込みによりまして、7節の報償費に4,540万6,000円の減額、11節. 役務費に通信運搬費、カード決済手数料など204万円の減額、12節. 委託料にポータルサイト利用に係る業務委託料531万5,000円の減額、また、18節. 負担金補助及び交付金に280万円の増額、24節. 積立金に1億20万1,000円の増額などの組替えを行っております。こちらふるさと応援寄附基金費の内訳を議案資料の11ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、17ページをお願いいたします。

3款. 民生費、2項. 児童福祉費、2目. 基山っ子みらい館費の、こちらも財源内訳の変更につきましては、先ほどと同じく、企業版ふるさと納税の財源充当とふるさと応援寄附基金からの財源充当の振替によるものでございます。

18ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、3目. 農業振興費の財源内訳の変更につきましても同様でございます。

19ページをお願いいたします。

2項. 林業費、3目. 森林環境譲与税基金費、24節. 積立金に森林環境譲与税基金積立金を9万7,000円増額しております。森林環境譲与税の交付額の増によるものでございます。

最後に、20ページをお願いいたします。

14款. 予備費でございます。51万5,000円を増額いたしまして、財源調整を図っております。

以上で令和6年度基山町一般会計補正予算（第8号）についての説明を終わらせていただきます。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

引き続き、議案第27号の詳細説明をお願いいたします。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第27号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第1号）について詳細説明させていただきます。

議案書の13ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1億964万4,000円を追加いたしまして、予算総額を91億9,364万2,000円とするものでございます。

14ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

こちらも主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、14款. 国庫支出金に4,884万4,000円、18款. 繰入金に3,900万円、21款. 町債に2,180万円の増額をお願いしております。

15ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款. 議会費に4,090万7,000円、2款. 総務費に1,917万6,000円、3款. 民生費に1,138万5,000円、8款. 土木費に3,477万5,000円の増額をお願いいたしまして、14款. 予備費を29万2,000円減額することで調整を図らせていただいております。

16ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

まず、追加分でございます。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業に290万円の設定をお願いしております。こちらは町道桜町・伊勢山線の道路舗装補修に係るものでございます。

次に、公営住宅建設事業では、1,010万円の設定をお願いしております。こちら割田団地の屋根防水改修工事及び本桜団地の屋根防水工事の実施設計に係るものでございます。

次に、交通安全対策事業では、520万円の設定をお願いしております。こちらは町道関谷・上原線の交通安全施設工事に係るもので、側溝の改修やカラー舗装の施工を行うようにしております。

次に、変更分でございます。

道路整備事業では、町道桜町・伊勢山線の道路舗装補修に伴い、360万円の増額をお願いしております。

それでは、補正予算の内容につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

14款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、3目. 土木費国庫補助金、1節. 道路橋梁費補助金に、交付額の内示に伴いまして、社会資本整備総合交付金（道路）706万1,000円の追加を、同じく4節. 住宅費補助金、社会資本整備総合交付金（住宅）に568万3,000円の増額をお願いしております。

次に、8目. 総務費国庫補助金、1節. 総務費補助金に社会資本整備総合交付金（防災・安全）こちらは713万円の追加、次に、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）、こちらは127万円の追加、次に、地域女性活躍推進交付金、こちらは155万5,000円の追加、続きまして、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）、こちらに2,614万5,000円の追加をお願いしております。それぞれ交付額の内示によるものでござい

ます。

4ページをお願いいたします。

18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目1節. 財政調整基金繰入金に3,900万円の増額をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

21款. 町債につきましては、先ほど第2表、地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。補正額といたしましては、合計で2,180万円の増額をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。

6ページをお願いいたします。

1款1項1目. 議会費、12節. 委託料に議場システム整備事業業務委託料4,014万円の追加をお願いしております。こちらは議場における音響設備の改修や映像設備のデジタル化を実施するものでございます。

7ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、7目. 交通安全対策費、14節. 工事請負費に交通安全施設工事費1,515万8,000円の追加をお願いしております。こちらは社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、町道関谷・上原線の側溝整備やカラー舗装を施工するものでございます。

同じく、14目. 防災諸費、10節. 需用費に修繕料126万5,000円の増額をお願いしております。こちらはJアラート、全国瞬時警報システムの受信機の修理に伴うものでございます。17節. 備品購入費、防災備品に249万2,000円の増額をお願いしております。社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、災害用簡易トイレとテント型パーテーションの整備を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、2目. 老人福祉費、12節. 委託料に避難行動要支援者管理システム等整備業務委託料1,138万5,000円の追加をお願いしております。国庫補助を活用いたしまして、避難行動要支援者に関する情報や福祉サービスの利用情報を管理することで、見守り体制の拡充や災害時の迅速な避難支援を行うためのものでございます。

飛びまして、10ページをお願いいたします。

7款1項. 商工費、1目. 商工総務費、12節. 委託料に女性活躍推進コーディネーター委託

料254万5,000円の追加をお願いしております。こちらは国庫補助を活用いたしまして、女性のための創業支援やセミナー開催など、女性起業家に対するサポート体制の整備を実施するものでございます。

11ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、2目. 道路新設改良費、14節. 工事請負費に町道舗装補修工事1,512万2,000円の追加をお願いしております。社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、町道本桜・伊勢山線の道路舗装補修を実施するものでございます。

12ページをお願いいたします。

5項. 住宅費、1目. 住宅管理費、12節. 委託料、こちらは町営住宅長寿命化工事実施設計業務委託料160万4,000円の追加をお願いしております。本桜団地の屋根防水工事に伴います設計業務を行うものでございます。同じく14節. 工事請負費に町営住宅長寿命化工事1,804万9,000円の追加をお願いしております。こちらは割田団地の屋根防水工事を実施するものでございます。

最後に、13ページをお願いいたします。

14款. 予備費でございます。今回、29万2,000円を減額いたしまして、調整を図らせていただいております。

続きまして、議案資料の21ページから、補正予算に計上しております事業説明書を掲載しております。引き続き各担当課のほうから、それぞれ内容の説明を行ってまいります。

財政課からの説明は以上で終わらせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

順次、課長より説明をお願いいたします。古賀議会事務局長。

○議会事務局長（古賀 浩君）

事業説明書を説明いたします。21ページになります。

事業名、デジタル技術活用による議会視聴環境整備事業、着手年度は令和7年度1年間を計画しております。

内容では、議場システムのデジタル化推進を図ることで、議会運営に係る映像や配信等設備の会議システムの拡充を行うことを計画しております。

現在、庁舎の議場は建設から27年を経過しており、映像や放送設備の老朽化が進んでおり

ます。特に映像や放送設備の修理に必要な部品も製造されていないため、故障時は議会情報の発信が停止するおそれもあります。このため、議会活動を町民に知っていただくための情報配信や町政への参加を推進するために、議場システムのデジタル化を進めることが必要と考えております。

また、現在の機器は録画面像が粗く、マイクもハウリング等で聞き取りにくい状況がございます。今後、デジタル化により見やすく聞きやすい議会の映像と配信を見ていただくことで、より分かりやすい議会情報等の情報発信を考えております。

目標といたしましては、議場のシステムのデジタル化を進めることで、町民皆様が聞き取りやすく、また、分かりやすい議会の情報の発信に努め、町民の議会に対する関心度を高めることで、積極的な町政参加へつなぐことを目標としております。

事業費の内容といたしましては、歳入に国の2分の1の補助の活用を計画しております。新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）2,045万3,000円の歳入に、町費を合わせまして4,090万7,000円を歳入で計画しております。

歳出は、情報の発信に要する通信運搬費19万3,000円、導入の設定等、導入時に発生する手数料16万7,000円、議場システムの全体の機器、あるいは設定等を含め4,014万円、3月1か月の議場中継配信業務委託料40万7,000円を計上し、合わせて4,090万7,000円で計画しております。

以上でございます。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

22ページをお願いいたします。

避難所環境整備事業について御説明をいたします。

まず、事業の概要でございます。

災害時に避難所の常設トイレが活用できない場合において、テント式パーテーションとラップ式簡易トイレを活用することにより、避難所にプライバシーが確保され、衛生的で快適なトイレ環境を整備し、安心・安全な避難所運営を目指しております。また、平時は町内の小中学校や自主防災組織に対しての防災教育等に活用し、町民の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

必要性や効果などにつきましては、避難所の常設トイレが活用できない場合においても、テント式パーテーションとラップ式簡易トイレを備蓄することで、トイレ環境の維持が期待できるものでございます。

事業費といたしましては、2款. 総務費、1項. 総務管理費、14目. 防災諸費に、消耗品費と備品購入費で255万3,000円を計上いたしております。

財源といたしましては、14款. 国庫支出金に新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）127万円と町費128万3,000円を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（末次 明君）

松田プラチナ社会政策課長。

○プラチナ社会政策課長（松田美紀君）

続きまして、23ページをお願いいたします。

避難行動要支援者管理システム等整備事業についての御説明をいたします。

事業計画・内容の概要につきまして、災害対策基本法に基づく災害避難行動要支援者に関する情報及び高齢者福祉システムサービスをはじめとする複数の情報を一元化した避難行動要支援者管理システムを整備することで、見守り体制の拡充、平時から関係機関との情報共有による連携の強化及び業務の効率化を図ります。

また、防災関連情報や災害状況を発信するとともに、発災時には、避難行動要支援者と町とでチャットによるやり取りができる体制を構築することで、リアルタイムに避難行動要支援者の状況を把握し、迅速な避難態勢につなげていきたいと考えております。

今回、システム自体は買上げとなりますが、保守点検費用については、補助終了後は毎年必要となります。

現状、課題についてですが、現在はエクセル管理にて、多岐にわたる情報を手入力により集約しております。名簿抽出から作成、整理に半年単位での時間を要しており、さらに名簿作成後に、名簿提出や個別避難計画策定に向けた対象者からの同意の確認作業に数か月要している状況で、労力もかかり負担となっております。その間に、関係法令の改正や名簿情報の変更等、その内容に応じて台帳の修正や確認作業も生じており、直近の情報が反映できていない状況です。

今回のシステムの導入による効果としましては、台帳整理に係る時間の大幅な短縮が期待

できます。また、関係法令の改正の際は、システムのバージョンアップ作業で対応できるようになります。そのほか、庁内の関係部署での共有や関係機関への名簿の提出もスムーズに行えるようになると期待しております。

また、個別計画策定後の次なる課題となっておりました、計画更新への支援や平時の名簿を活用した防災訓練など、これまで取り組めておりませんでしたことへの取りかけられる期待性が効果として期待できます。

歳出につきましては、3款1項2目12節「避難行動要支援者管理システム等整備事業委託料」として、1,138万5,000円を計上しておりまして、財源といたしましては、歳入として国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の採択を受けて、2分の1補助の569万2,000円、町費の569万3,000円と合わせまして、1,138万5,000円を計上しております。

説明は以上です。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

それでは、24ページをお願いいたします。

里山資源活用堆肥普及事業について御説明いたします。

事業内容としましては、町内の里山保全活動によって伐採されたモウソウダケを竹チップや竹炭として資源化したものを、町内の畜産農家と連携して、家畜排せつ物と合わせて製造された堆肥、これをここでは里山資源活用堆肥と言っております。これを農業の土づくりに活用する農業者や農業団体等に対しまして、その堆肥を使うための購入費用の一部を補助する事業でございます。

補助の内容としましては、堆肥購入費用の2分の1を補助するもので、申請者1者当たり1,000円から5万円まで、1農業者当たり、年度内に1回の申請としております。

この補助金により高品質な堆肥の普及を図ることで、化学肥料や農薬の使用低減による環境への負荷の低減、農業資材の高騰に対する農業における経営コストの低減を図ることができます。また、里山保全活動の促進にも資するものと考えております。

事業費としましては、総事業費50万円、財源は町費50万円、歳出としましては、里山資源活用堆肥普及補助金に50万円を計上しております。

続きまして、25ページを御覧ください。

こちらには里山資源活用堆肥の解説と補助金申請方法等を記載しております。

里山資源活用堆肥ですが、先ほど申し上げましたとおり、里山保全活動によって伐採したモウソウダケを竹チップ等の資源に加工しまして、その資源を町内畜産農家の敷料ですね、家畜の寝床に敷くもので、家畜の健康であったり、快適性を保つものでございます——として使用し、混ざった排せつ物と一緒に堆肥化したものでございまして、徹底した発酵管理により、高品質な堆肥として評価されたものになっております。

ほかに補助金の申請方法、堆肥の主な役割、参考価格等を記載しております。また、別紙にて補助金交付要綱の案を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

説明につきましては以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

28ページをお願いします。

事業説明書について説明いたします。

この事業は、令和7年度地域女性活躍推進交付金の内示が3月25日にありましたので、今回予算を計上させていただいております。

事業名は創業支援事業となります。

事業の計画内容につきましては、本町における女性の活躍推進の取組として、活躍したい女性の掘り起こしからキャリア形成、起業を行った後の支援まで、状況に応じて総合的な支援を実施いたします。

なお、現在、創業支援セミナーの開催や創業の伴走型を行っている基山町産業振興協議会の基山町生涯現役地域づくり環境整備部会との連携が不可欠であり、また、相互での事業効果が期待できます。

具体的な事業概要としましては、じぶん磨き講座、女性のための資格取得講座、起業や副業についての講座の開催や、女性起業家のネットワークの構築を行います。

現状や必要性につきましては、性別に起因する固定的な役割分担意識が根強く残っており、女性の仕事の継続やキャリア形成等はいまだ困難と感じている女性が多いと言われております。一方で、独身時代やその後の経験、ライフスタイルや生活バランスの観点から、いずれは起業したいと考える女性が30%を超えるなど、起業意識はますます高まっております。多

様化する社会の中で、女性視点の活躍が期待される場が大きく広がっていることもあり、女性の様々な可能性を自身の願望や夢の実現につなげて、意欲や能力をもっと町や社会に生かすための事業を展開いたします。

総事業費につきましては319万3,000円、歳入で、地域女性活躍推進交付金155万5,000円、町費163万8,000円、歳出で、謝礼10万8,000円、特別旅費24万円、消耗品費、印刷製本費で30万円、女性活躍推進コーディネーター委託料として254万5,000円、歳入歳出とも合計319万3,000円となります。

事業説明については以上となります。どうぞ御審議いただき、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（末次 明君）

ここで11時15分まで休憩します。

～午前11時03分 休憩～

～午前11時15分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開いたします。

次に、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）に対する質疑を行います。

議案書の1ページをお開きください。質疑ございませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

これは専決処分になっておりますし、地方税とか、そういう法律の一部改正ということですが、ちょっとお尋ねしたいのは、この特定マンションに係る部分ですね。これは基山町もちょっと調べさせていただいたら、20年以上経過しているマンション、それから総戸数が10戸以上のマンションである。ほかにももろもろありますけれども、そういうことであれば基山町にはそういうマンションが幾つかざっとありますよね。新しく9区にできたのはまだそこまではないけど、あとはほとんど20年以上経過しているのではないかと思います。そういうところで、この対象になるのかどうか。それから、これをどうやって周知されるのか、その2点お尋ねします。

○議長（末次 明君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

この特定マンションというのが、確かに議員おっしゃられたように、築20年以上かつ10戸以上で、管理計画の認定を取得したマンションとなっております。

基山町には現在8棟マンションがございまして、そのうち一番新しく建った以外、7棟が築20年以上となっております。この管理計画の認定を取得した、この特定マンションという制度自体は以前からあるものでして、国土交通省のホームページなどでも周知されているんですけども、なかなか認定を受けるのがハードルが高くて、基山町ではこの認定を受けているマンションというのはございません。ですので、この周知につきましては、管理計画の認定を行う定住促進課と一緒に今後この周知をどうやっていくかというのは検討したいと思っております。

○議長（末次 明君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

これは税条例だからちょっと関係ないとは思いますが、やはりこれだけ頻繁な災害等々もあちらこちら起きておりますし、基山町が大規模な地震があるかどうか、これはあくまでも想定外にしなければならないと思います。

公共施設では20年ごとに大改修等々はされておりますけど、こういう個別なところ、ちょっとここでは答弁は難しいかなと思いますけど、こういう条例も改正されていることから、やはり民間のマンション等々もそういう指示というか、指摘とかできるかどうか分かりませんが、そういうところからこの周知はされとったほうがいいのではないかと私は思っておりますけど、答弁いただければと思います。

○議長（末次 明君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

この特定マンションに認定されると、固定資産税の軽減以外にも様々なメリットがございまして、住宅金融支援機構のマンション共用部分のリフォーム資金の金利の引下げだとか、そのほかのいろんなメリットがございまして、そのうちの一つとして固定資産税の軽減も受けれるというものでございまして、この特定マンション制度自体の周知も何らか基山町のホームページで行っていきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、承認第1号に対する質疑を終結します。

次に、承認第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、承認第1号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、承認第1号は承認と決しました。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）に対する質疑を行います。

議案書5ページをお開きください。質疑ございませんか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

議案資料を出してください。

国保税の最高限度額、現行106万円ということ、これを109万円に引き上げたいということですが、そこでお聞きしたいんですけれども、負荷限度額、いわゆる109万円ですね。この対象となる収入、年収と、町内での対象世帯数、これについて説明してください。

○議長（末次 明君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

課税限度額、上限に達する収入の目安、モデル概算額になりますけれども、それぞれ基礎課税分と後期分、介護分とで計算を行います。基礎分でございますと、目安としまして年収902万円で上限に達します。後期分のほうが1,170万円、介護分のほうが919万円で上限額に達する試算となっております。

現状の対象世帯数につきましては、まだ令和7年度の当初賦課が終わっておりませんので、

令和6年度時点での試算での世帯数で申しますと、基礎分で上限に達してあるのが24世帯、後期分も同様で24世帯、介護分につきましては対象が40歳から64歳の方のみ賦課されるものでございますので、こちらについては9世帯が該当世帯となっております。

○議長（末次 明君）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、承認第2号に対する質疑を終結します。

次に、承認第2号に対する討論を行います。討論はごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、承認第2号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

起立多数と認めます。よって、承認第2号は承認と決しました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度基山町一般会計補正予算（第8号））に対する質疑を行います。

議案書8ページをお開き願います。質疑ごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

議案書の9ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

10ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

11ページ、第1表 歳入歳出予算補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

12ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

続いて、事項別明細書、3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

4ページ、2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

5ページ、2款4項1目。重松議員。

○10番（重松一徳君）

森林環境譲与税が今回9万7,000円増額されて、説明では、山林の面積及び山林従事者でなったというふうにありますけれども、もう少し詳しく説明してください。どういう係数を用いてこの9万7,000円が補正で出ているのか、お願いします。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

積算のもともとの、国で定める根拠につきましては、そこの人口、林業従事者、私有林の面積という形で、私有林の割合について算定したものが配分される形になっております。

農林業センサス等を基に積算されるものなんですけれども、その計数等について、県のほうが配分しておりますので、今回9万7,000円の詳細な積算については、こちらのほうで把握しておりませんが、佐賀県全体的にそういった見直しがあっているということで聞いております。

○議長（末次 明君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

6ページ、3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

7 ページ、4 款 1 項 1 目。配当割交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

8 ページ、5 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

9 ページ、6 款 1 項 1 目。法人事業税交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

10 ページ、7 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

11 ページ、8 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

12 ページ、10 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

13 ページ、11 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

14 ページ、17 款 1 項 3 目。総務費寄附金。中村議員。

○5 番（中村絵理君）

こちらのほうでちょっとお尋ねをしたいと思っておりました。当初の目的よりも5,000万円ちょっとが積み上げということでちょっと安堵しておるんですけども、こちらの実績見込みということで積み上げられた5,040万円の中身ですけれども、主な増加品目の内容とか、そういった内容を少し詳しく説明していただけたらありがたいと思います。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

ふるさと応援寄附金の5,000万円増、当初10億円の歳入を見込んでおりましたけれども、飲料水系の寄附額の返礼品の申込みが結構多かったものですから、その分で昨年度よりも、昨年度9億400万円か600万円ぐらいだったんですけれども、上積みがあっているものです。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

どれも飲料水というのは大事だったから、それで皆さん頑張られてここまで積み上げられたんだと思います。

あともう一つ、企業版ふるさと納税寄附金が増えたというのはどういう理由ですか。

○議長（末次 明君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

こちら単純に企業からの寄附がありましたので、当初見込みよりも増えたということで増額のほうの要求をさせていただいております。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今の答え、こちらのふるさと納税のほうのお答えだけだと、何か楽観的なイメージをお持ちいただくかなと思うので、一応、正確なところをお答えしておくと、当初10億円で考えて、途中までの勢いですと13億円、14億円行く勢いだったんですが、年を越えた後に急激に、前から何回も説明しているように、衰えてこの金額に落ちついております。これは4月になっても厳しい状況は変わっておりませんので、決して今いい状況ではないということだけは申し添えたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

町長の御説明で、さらに気が引き締まる思いでした。ぜひこのところは次に向けてまたワンステップ粘っていただいて、ここは非常に大事な財源になりますので、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。私たちのほうも何とかそういうものが発見できないかとか、つなぐことができないかと思っただけ努力をいたしますので、どうぞひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（末次 明君）

14ページ、ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

15ページ、18款1項1目、2目、10目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

続きまして、歳出、16ページ、2款1項6目、8目、13目、ございませんか。重松議員。

○10番（重松一徳君）

ふるさと応援寄附金の関係、13目ですけれども、先ほど説明で歳入では5,000万円増えたんだという中で、この歳出では、返礼品については4,500万円減っているという中身、どのようになっているのかというのと、もう一つは、今、新聞等でも米不足という形で、返礼品等にも支障を来しているというのが報道されて、基山町も今、米については返礼品の品目から外しているというのがあったりしていますけれども、これは令和6年の分にはなりませんけれども、この返礼品等の減額になった理由等について説明をお願いいたします。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

7節の報償費、ふるさと納税返礼品につきましては、返礼品の支出額とそれに合わせて送料についても、こちらのふるさと納税の返礼品等ということで、返礼品と送料を合わせた額を予算計上させていただいております。

令和6年度の減の大きな要因といたしましては、一部の商品、飲料類になりますけれども、こちらの配送事業者を、令和5年度の配送事業者から年度途中で違う事業者に変えたところがございます。その配送事業者、今までの事業者よりも配送料が少し安価でしたので、その

分で減額になった分というのがございます。

それと、7節から12節の委託料につきまして、やはり支出の経費について、毎月必要なもので、予算不足になってしまうとちょっと困ることもございますので、少し大きくというか、上積みというか、少しそういったところで組ませていただいたところもございますので、そちらの実績見込みで全体として実績分で減額をお願いしております、その分につきましては基金の積立金のほうに回しているというような、そういった計算もしておりますので、そういったところで増減の組替えをしているところでございます。

○議長（末次 明君）

16ページ、ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

17ページ、3款2項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

18ページ、6款1項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

19ページ、6款2項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

20ページ、14款1項1目、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、承認第3号に対する質疑を終結します。

次に、承認第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、承認第3号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、承認第3号は承認と決しました。

次に、議案第27号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第1号）に対する質疑を行います。

議案書の13ページをお開きください。13ページございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

14ページ、歳入歳出予算補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

15ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

16ページ、地方債補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

次に、事項別明細書に入ります。

事項別明細書の3ページをお開きください。

歳入、3ページ、14款2項3目、8目ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

4ページ、18款 繰入金、1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

5ページ、21款1項1目、7目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

6ページ、歳出、1款1項1目 議会費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

7 ページ、2 款 1 項 6 目、7 目、14 目。工藤議員。

○1 番（工藤絵美子君）

2 款 1 項 7 目 14 節の工事請負費ですけれども、町のホームページを確認させていただいたら、令和 6 年度の通学路合同点検結果一覧表というものがあまして、その中で基山小区が 5 か所、若基小区 6 か所を対策したほうがいいというところの部分が出ていました。うち 3 か所については、令和 6 年度の中で完了しているということで、残り 8 か所については、令和 7 年度で実施予定となっていました。今回、さかいクリニック西側の町道関屋・上原線の側溝の蓋がけと、カラー舗装設置工事が行われる予定ということで上がっていますけれども、それ以外の交通安全対策は今後どのように進めていかれるのか、あとは区長との協議であったり、区長への説明というところでは現状どのようになっているかというところを御説明お願いします。

○議長（末次 明君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

ホームページには確かに昨年度、そういった通学路点検の後に掲載をしております。今回、社会資本整備総合交付金の内示額が来まして、今回できる箇所といたしましては、1 か所程度の内示額ということでございますので、一番優先順位が高かった関屋・上原線の側溝蓋がけとカラー舗装のほうを実施させていただきたいということで今回計上させていただいております。

残りの部分につきましては、今後また予定等を考えますので、財政課と区長等と検討してまいります。また、その内容につきましては、ホームページ等をまた修正して、予定のほうは書き換えてまいりたいと思っております。

あと、区長等への報告につきましては、今回これで決定いたしましたら、今年につきましてはまずはこれをさせていただきますということで地元の区長には報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

今年度はこの部分ということでお聞きしましたけれども、令和5年6月議会の厚生産業常任委員会の報告の中で、そういった合同点検で実施したポイントであったり、問題がある箇所については、補助金を待つのではなく、やっぱり児童の安全とか、いろんな交通安全の課題でありますので、早期に取り組むことということで提案させてもらっています。基山町施政運営方針の中でも第4の柱の中で、基山町明運動というのが上がっていると思いますけれども、3月議会の中で町長も令和6年から7年の短期的な取組というふうにおっしゃっていました。であれば、この部分に関しては補正を組んででも早急に安全対策を取るべきではないかと思っておりますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、町明運動は令和6年度、7年度で終わるというふうに言ったつもりはなかったんですけれども、もしそういうふうになっていけば、ちょっとそこは訂正させていただきたいというふうに思います。すごく大事な部分だと思いますので、そこは別に令和7年度で終わるというイメージを持っておりません。

それから、今回、この交付金が非常に内示率が悪い、数字を申し上げますと、希望額の15%しか来なかったもので、こちらは大体7割ぐらい来るんじゃないかという思いがあったんですけれども、だから、1年かけて、今後のことがずっとありますので、この要望の仕方も含めてきっちりやって、来年度はきちっとした形で結果を出せるように頑張っていきたいと思っております。もしそこで出せなかったら、それは国に頼ることなく、町単でやっていかなければいけないと思っておりますが、1年間ちょっとその猶予をいただきたいというふうに思っております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

その点に関してきちっと区長さんたちにも説明をしていただきたいですし、やっぱり交通量が多いところがどうしても優先になりますけれども、命はお金と引換えできないというか、その面もありますので、どうしても交通量の少ないところがずっと遅れていくような形にな

らないように対応していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

もう一点だけ補足で、全ての交通安全系がそうになっているわけではなくて、町単でやっているのもたくさんございますので、この部分でやっているのは大きい金額が相当張るやつがこの部分に入ってきておりますので、例えば、通常のカーブミラーであったり、様々な安全施設とかは町単でやっているものもたくさんございますので、町単でやっているものがないというわけではございませんので、そこはぜひ御理解していただきたいなというふうに思います。むしろ、町単でやっているものと国の補助でやっているものを明確化したほうが、そういう意味では町民の皆さんには分かっていただけるかなというふうに、今の質問を聞き、思いましたので、そういう形できちんとやっていきたいと思っております。

違いはやはり少し大きい規模のやつが国に要求しているという形になっておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

7ページ、ほかございませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

7ページの資料が出ていますけれども、避難所環境整備事業でトイレの今回予算が上がっておりますけれども、まずどれぐらいのトイレの数と言ったらいいんでしょうか、それを今回、歳出として出されるのか。それから、このトイレが今まではどうだったんですか。備蓄がなかったんでしょうか、それが2点目。

あと一つは、今回はトイレということですけど、防災備品、この防災用のいろいろな種々の備蓄にはトイレに限らずまだあると思っておりますけど、今後の備蓄はどういうものを考えていらっしゃるか、その3点お願いします。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

今回、補正予算をお願いしておりますのは、トイレの数でいうと10セットになります。1セット、本体と、それに附属するような椅子、肘かけができるような椅子、それと、全体を

覆うようなパーテーション、これを1セットと見まして、トータルで10セットを今回補正予算で整備させていただこうと思っています。これまでの備蓄でいきますと、トイレの数としては13あります。それに今回10セット足して、全部で23を保有したいと考えております。

今後の備蓄としては、必要に応じて考えていかないといけないと思いますけれども、今トイレを既に持っている部分はあるんですが、そこをちょっと改良できるようなものを徐々に備品として持っていきたいと思っていますので、実際、今年度の当初予算で備品購入費を組ませていただいていたんですけれども、それは今持っているトイレというのが頂いたトイレで、下に貯留槽があるんですけど、ちょっと丸見えの部分があるので、そこはなかなかしづらいたらうなということで、そこが見えないような手法を取るような備品がありますので、そういったものを買ひ足すことによって、使いやすいトイレにしていきたいなというふうに思っております。

トイレ以外については、もちろん食料は一定備蓄しておりますので、その一定数は備蓄をしたいと思っておりますが、その消費期限が切れていく分については、買い換えていきたいと思っておりますので、新たな部分といいますと、今のところは予定はないです。今ある分を維持していきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

簡易トイレ、非常に大切なことで、災害の場合、これが一番大きな問題になっていることなので、非常にいいことかなと思っています。

そこで、お尋ねしたいのは、備蓄関係で以前質問したんですが、生理用品は備蓄していないというような、たしか説明だったと思っています。そうしますと、私は当然これは必要、いや、個々人が自分のことだから持ってきてくださいというわけにはいかないと。やっぱり備蓄をすべきではないのかと思っていますが、基山町は備蓄していないと。そうした場合、こういう必要性があった場合、どのように対応されるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

まずは、町内の企業より御提供いただいている部分を庁舎のトイレとかにも置いています

ので、まずはそういう部分を優先的に使いたいと思いますけれども、それ以外の不足する部分については、町内で協定を結ばせていただいている店舗とかにお願いをして、必要な分を調達していきたいというふうに思っております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、備蓄はしていないけれども、必要となれば、庁舎とか学校とかに置いているものを使うと。さらに必要であれば、そういう企業から提供を受けて対応できるということでもいいですね。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

そういうふうに御理解していただいて結構です。

○議長（末次 明君）

ほかございませんか。佐々木教雄議員。

○4番（佐々木教雄君）

引き続き、この簡易トイレのことでお伺いしたいと思います。

今お伺いしたところによると、10セット準備されるということでございます。ということは、1セット当たり25万円、これはすごく立派な肘かけつきのトイレということをおっしゃっていましたが、これは上下、いろいろピンからキリまでであると思うんですけど、当然災害が起きたときに、各避難拠点に貸出しとか、いろいろ持っていかれると思うので、これは数が多く必要なんじゃないかなと。要はこういう高額な簡易トイレじゃなくて、テント式、例えば17区の防災倉庫にも既に簡易トイレを準備しておりますし、そのときの購入額、今2基あるんですけど、1基がたしか5万円もいかないやつですね。ちゃんとしたトイレです。テントです。前が閉まって、中の便座等々というのは、それこそビニール袋と便器のところ、肘かけとかそんな立派なものじゃないんですけど、段ボール式なんですけど、要は私が言いたいのは、数が多く必要なんじゃないかなと。立派さよりも量的な部分で、やはりこういう災害時のときは必要なんじゃないかなと思うので、その辺の考え方だけをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

今回、購入を予定していますのは、介護施設等でも使われているようなタイプで、用を足しますと、自動で袋を圧着して密閉して臭いとかしないように衛生的にやるような機械ですので、それなりの値が張ります。

今、議員おっしゃったように、数をそろえたほうがいいんじゃないかとなったときに、確かにそういう御意見もあろうと思います。ただ、あとは保管場所の問題ですね。どこに備蓄をしていくのかというのもございますし、今回考えていますのは、この10セットを含めると、一応23台は確保できるような形になりますので、当面は通常避難所として開設しております町民会館、それから総合体育館、あと保健センターとかも使えますけれども、まずはそこから辺で使えるようなものを想定しています。例えば、大規模になって各区の公民館を使用させていただかないといけないような状況もあろうかと思いますが、そういった場合には、プッシュ型で国や県から協力をいただいて、そういったものをそちらで使えばいいかなというふうには思っています。

○議長（末次 明君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

続きまして、次のページ、8ページ、3款1項2目、民生費、ございませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

今回、システム整備事業ということで、避難行動要支援者管理システム、従来あったのが今回デジタルですか、それでさらに記録というか、それができるということですがけれども、これは下のほうに迅速な避難支援につなげるシステム導入後は——ごめんなさい、それは後でいいです。

関係部署での共有や関係機関への名簿提供も簡易的に行うと説明の中にありますけれども、これは民生委員はもちろんだと私は思っていますけど、各行政区の区長とか、そういうところまでこの情報というのは伝えていただけるものですか。というのは、私たちの地元では防

災委員会とかやっていて、取りあえず災害時に要支援を受けたいかどうか、そういうところで自分たちはやっているんですけど、やはり個人情報ということでなかなか地元でも個人情報を前提に、何というか、情報が得られない状況なんですよね。ですが、町としてはそういう情報をお持ちですけど、実際災害等々があったときはどういうふうに情報を提供していただけるのか、今回の予算の中では簡易になってくると思いますから、ちょっと私の質問がここで適当なのか分かりませんが、どういう提供をしていただけるのか、お尋ねします。

○議長（末次 明君）

松田プラチナ社会政策課長。

○プラチナ社会政策課長（松田美紀君）

こちらで関係機関というふうに想定しておりますのは、防災地域の防災計画にのっとってになりますので、これまでも、おっしゃられますように、民生委員とか区長に関しましては、提供を本人さんの同意が得られた分をまず平時から行うという形で行っております。ただ、防災計画全てに載っている関係機関全て一律に同じように提供している状況では今ありませんで、やはりおっしゃられます個人情報の問題がございますので、その管理運営とか引継ぎの問題とか、そういったところの吟味をさせていただくような形になっていきますので、現時点では消防とか発災時に必要なところに関しての情報は提供するような形で思っておりますが、名簿の作成自体が容易になりますので、準備すること自体は容易になるかと思っております。ただ、提供するしないという部分に関しては、個人の同意云々よりもまず個人情報の保持について、各組織についての縛りが違うかと思っておりますので、その辺りは一律にということではなく、順次検討しながら、協議させていただきながら、今後、広げていきたいというふうに思っています。

○議長（末次 明君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

詳しい説明をいただきましたけど、民生委員は、私たちも常識的に分かるんですが、では、区長、要するに区のトップというか、そちらのほうにきちんと個人情報も含めたところで御説明していらっしゃるのか、なかなか私たち防災委員としてもそこが何かうまくかみ合っていないんですよね。そこら辺はどこまで提供できるものか。そこら辺の説明をきちんとしていただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

どのタイミングでそういう話をするかというのはありますけれども、先ほどプラチナ社会政策課長のほうからもありましたように、基本的には同意がないと情報は出せないというのが大前提だと思います。ただ、有事の際に、その人の身を守るため、やむを得ない場合は、その限りではない。法律的にもそういった趣旨のことが書いてありましたので、その部分は本人の同意なしでも可能な部分ではございます。

ただ、平時において、その情報をどこまで出して共有できるかというのは、非常に難しい問題かなと思いますので、法的にもそこは許容されていないと思いますので、ただ、そういったことを区長さんたちが御存じないということであるならば、区長会の折とかにでもそういったお話をすべきかなというふうに感じますので、そこはちょっと検討してみたいと思います。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

よく区長から御相談を受ける話として多いのは、避難訓練のときに、その辺の情報が分かれば、その人たちのスペシャルな避難訓練ができるんだけどという話等々ありますので、この辺りのところはまだシステムができていませんので、そのシステムが完成するまでの間にきちっと考え方の整理をして、今、総務課長が言ったような、まさに個人情報の部分と、それから実態的な民生委員以外の人たちの広げ方というのをきちんとまた検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（末次 明君）

ほかございませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

とても初歩的な質問で申し訳ないんですけども、実は私の中で今回の事業計画と、それからこの間、以前、国の補助100%でやった何かアプリがありましたよね。こことの違いというか、それと、これがどこかで交わるのか、リンクするのかなのか。何かそこら辺がよく分からないので、もう一回教えていただいてもよろしいですか。

○議長（末次 明君）

松田プラチナ社会政策課長。

○プラチナ社会政策課長（松田美紀君）

2年前に補助を受けましたデジタル田園都市の分でのやつは、いわゆる健康増進に向けたといえますか、見守りももちろん要素には入っているんですけども、ベースは御本人の健康保持増進のために、日々の血圧であったりとか体重であったりとかというのをアプリで管理できて、なおかつ健診データなども本人の希望で取り込めるというのがベースになっておいて、その附帯の部分としては見守りの部分を広げていくということなんですけれども、今回の分は全く入り口がといえますか、対象者が要支援者の名簿という規定がございますので、その方たちのまず名簿登録を町で行わなければならないのと、かつ、その方たちが名簿提供を先ほどの関係機関に提供してよいか、また個人の避難計画を立てる部分というのが、法律に基づいて進めているものですので、まずそれについてはシステムを活用させてもらって整備を図っていききたいというふうに思っております。

おっしゃられておりますアプリとの連携につきましても、久留米大学とは協議事項として、今も続けている定例会の中で、一つの取り込める事項になるのかという部分は、今協議はしているんですけども、まずこのシステムができないことには、そのまま自動的に取り込めるものではございませんで、独立したシステムになりますから、その部分に関しては、また今後いろんな協議も必要になるかと思っておりますので、今の時点ですぐに一体化するというふうな御回答はちょっとできない状況です。

○議長（末次 明君）

12時になりましたが、いかがいたしましょうか。このまま続けますか、それとも2時10分からいたしましょうか。（「終わらんでしょう、休憩しましょう」と呼ぶ者あり）

では、14時10分まで休憩いたします。14時10分から再開いたします。

～午後0時01分 休憩～

～午後2時10分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

事項別明細書の8ページ、3款1項2目、事業説明書でしたら資料の23ページ、避難行動要支援者管理システム等整備事業でございますが、御質問はございませんか。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

この避難システム、非常に重要であり、有効なツールになるであろうということは重々承知しておりますので、システムの内容、精度はかなり高いものにしていただきたいと思うんですけど、この事業計画の概要説明の中で、避難時において避難行動要支援者と町でチャットによるやり取りという云々の文言がございますが、発信側の体制としては特に問題ないと思うんですけど、受信者側、いわゆる高齢者でございますとか、障がいをお持ちの方であるということになると思うんですけども、受ける側がこのチャットをどこまで利用できるか、そのための何か方策等々といいますか、そういうことはどういうふうにお考えになられているのかだけを一つだけお聞きします。

○議長（末次 明君）

松田プラチナ社会政策課長。

○プラチナ社会政策課長（松田美紀君）

まだ具体的なところという、議員がおっしゃられるような、その方の障がいに合わせたとか、そういったところまではまだ計画の段階ではあるんですけども、まず今後、委託となる業者との協議によるんですけども、現時点では町が所有するLINEアプリを使えないかというふうに思っております、それでの双方向のやり取りを想定したところで、今回の申請を提出しております。ですので、まずはそのアプリが使える方というところに限定はするかと思っておりますけれども、一つの連絡できるツールが増えるということは、全員の方に適用できるかどうかというのはまた難しい問題かもしれないんですけども、それでやり取りができる方とか、あともしくはプッシュ型で、いろんな避難情報を事前に登録された方に送っていただけるということは、平時の時点でアプリの運用の支援などもやっておけるかと思っておりますので、協議しつつ進めていきたいというふうに思っております。

○議長（末次 明君）

ほかございませんか。中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

この避難行動要支援者なんですけれども、対象の基準が、たしか地域防災計画の中に載っていたと思うんですけど、その中で、対象者が要介護1、あと障がい何級からというふうな感じで記載されてあったと思いますが、要介護1についてなんですけれども、実際のところ要介護1でしたら、自分で買物も行けるし、病院も行ける、そのような状態かと思えます。

その方を避難行動要支援者に入れるというのは、ちょっとどうかと思うんですけども、それと、ほかのところを見ますと、要介護2であったり3であったり、要介護1であっても高齢者世帯であったり、そういうふうなところで記載されてあると思います。そこら辺の改正というのは考えられますか。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

改正自体は必要であれば可能だと思いますので、今いただいた御意見は参考にさせていただきたいと思います。

○議長（末次 明君）

ほかございませんか。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

先ほど聞けばよかったんですけど、この文言の中に保守費用が毎年発生するということがございました。これは年間の金額、先ほどの説明の中ではなかったかと思うので、お願いいたします。

○議長（末次 明君）

松田プラチナ社会政策課長。

○プラチナ社会政策課長（松田美紀君）

業者がどこに決まるかにもよるかと思うんですけども、現在、想定をして打合せを、申請に至るときに相談したところによりますと、年間40万円ちょっとぐらいの金額で保守ができるというふうに承っております。

○議長（末次 明君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

次は9ページ、6款1項3目、農林水産業費。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

今回、町費で50万円ということで、2分の1、上限は5万円ということですけど、この資料の25ページに細かく説明がありますけれども、右下のところに参加ということで、令和7

年4月現在で、1袋が7キロで530円、ばら売りが350キロで2万円というところで、購入先を書いていらっしゃるよ、かいろう基山、それから町内2店舗で取扱い予定。これから5月、この後になってくると思いますけど、まず、かいろう基山というのを町民がどれほど御存じで、そのかいろう基山がどこで活動されているか、そういうところも今回の補助をするということであれば、そこに行かなければ買えないと思うんですよ、この堆肥をね。それとまた、町内2か所、2店舗というところが今現在分かっているのであれば、その2点お尋ねします。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

議員おっしゃるとおり、周知関係のときに購入先のほうは周知したいというふうに考えております。

また、町内2店舗については、現在、飾菜きの里あすかさんと、基山ふるさと名物市場の2店舗が販売店舗として登録予定でございます。

○議長（末次 明君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

分かりました。これが周知ができるように、事前によろしくお願いします。特にかいろう基山の場所はちょっと分かりづらいんじゃないかなと思います。

それから、これは町費で今回予算計上されていますけど、この事業は、課としては今後とも続けていくつもりでいらっしゃいますか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

今回の事業の目的でもあります環境保全型の農業というものは、国内においても、今後、普及させていくという形になっておりますので、町内においても、こういった堆肥の活用によって、そういった環境保全型の農業であったり、あわせて森林関係の保全にも活用できればというふうに考えておりますので、課としては継続していきたいというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

ほかにありませんか。松石健児議員。

○7番（松石健児君）

同じところで、先ほどの資料24、25ページで記載されていることですが、そもそも論で伺いますけれども、これは購入者に対して補助金でありますよね。なぜ生産者側の販売額を半額等にして販売せず、購入額の上限5万円まででしようけれども、その2分の1を補助するという形にしたのか。というのは、25ページにも書いていますけれども、佐賀県FUNBAL堆肥コンクールの最優秀賞の受賞をかいろう基山さんはされていて、先ほど大石農林課長も言われたとおり、国内でも今後広く堆肥を、こういったものを普及させていくことが必要だということをおっしゃっていました。であれば、これは町内に限らず、かいろう基山さんの生産モデルを今後広げていくという形を考えるのであれば、もっと町内に限らず、町外に対しても販売の門戸を広げて、販売していくということが大切な今後のビジネスモデルと断言しているのか分かりませんが、大切なんじゃないかなと思うんですけれども、特に今回の補助金の項目も里山資源活用堆肥普及事業補助金ということで、内容の取り方では共通するのかもしれませんが、地元農業の環境を整備するという目的の費用だったらあれですけれども、ちょっとその辺のことが少し、なぜそういうふうにしなかったのかなと。今回そういうのでスタートするのであれば、それはそれで分からなくもないんですが、その辺についてそういう手法を取られた理由を御説明ください。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

今回の事業につきましては、まずは町内の環境保全型農業の推進ということと、やはり化学肥料、そういった関係が今の世界情勢の中で高騰している中での農業者の支援、そういったところで考えますと、まず町内から、また、かいろう基山の今現在のこういった堆肥の生産能力であったり、町内の家畜農家の規模感、そういったところを考えますと、まず町内からこういったものを普及させまして、今後、議員のおっしゃるとおり、町外への拡大ということについては、将来的にちょっと今現段階の規模感でいったらなかなか、私の感覚でいうとまだまだ難しいのかなと考えておりますけれども、全国的にそういった環境保全型農業が増えていくことは素晴らしいことと思いますので、そういったところも少しは念頭に置

いて、今回、普及事業のほうをまずはやってみたいというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

自治体として基山町だけの環境がよくなれば、ほかの近隣自治体が化学肥料を使っても問題ないということで、これは先ほどの繰り返しになりますけど、日本国内、全世界的な環境に対する事業の取組だと思えます。

それと、ある程度材料、堆肥等も含めて材料的な生産能力の上限はあると思えますけれども、ある程度販売数が増えていかないと、パイが増えていかないと、そこに対しての取組というのも今後の対策として取り組めなくなってくると思うんですよね。ですから、そういうところを考えて、せっかく受賞されていますから、この仕組みが回っていくようなことを少し今後考えていただいて、今年はこの1年間それでやるということでも結構ですが、来年度以降は少し考えて、あと森林環境譲与税ですね、竹林の問題等もありますので、その辺の伐採等を促進する部分では、森林環境譲与税とかも活用しつつ、よりこの事業が拡大していくような取組も併せて進めていっていただきたいと思えます。要望です。答弁結構です。

○議長（末次 明君）

ほかございませんか。重松議員。

○10番（重松一徳君）

これは、そもそもが計画に無理があるなど。というのは、発想は大変いいでしょうし、今から先、事業とすれば成功すると思うんですけれども、今、農業者の方が、なるべく費用をかけずに農産物を生産するという中では、7キロで530円というのは大変高いんですね。三神地区の環境事務組合で、処理センターで汚泥堆肥していますけれども、15キロ袋で100円なんですね。鳥栖市のほうには、例えば、残飯なんかを堆肥にしている施設もあるんですけれども、そこなんかは高くても300円ですね。それからすると、物すごく530円というのは高いと。

それと、先ほど松石健児議員が言われたように、購入者に対して補助をするという、この面倒くささ。なぜかという、例えば、大規模な農家をされている方は、多分この肥料は使わないなど私は思うんですね。使うのは家庭菜園とか、ちょっとした自家消費型農業をされている方は使われるかもしれないと。これは多分5キロ1袋買うか2袋買うか、それぐらい

じゃないのかなと思うんですね。そうすると、それに対して50%補助といっても、補助金を申請するために手続から考えれば、なかなかこれは普及が難しいなというふうに思うんですね。だったら、もし本気でこの肥料を普及しようと思えば、やっぱり生産段階において、販売段階において補助するというのが一番私はいいなと。そしたら、家庭菜園とか小規模農家の方でも買われるかなと思うんですけれども、そういう意見をどこかで集約されたのかと。例えば、農業委員会の方に、実はこういうことを基山町は考えているけれども、どう思われますかとか、そのように意見集約されましたか。もう少し制度設計をきちっとしたほうがいいかなと思うんですけれども、これについて答弁をお願いします。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

まず、金額の面についてなんですけれども、議員がおっしゃるとおり、これより安い堆肥というのは結構ありますし、私たちのほうもいろんなところを市場調査したところ、この金額で補助したところで、中間から少し安いという形で把握はしております。だから、極めて高いという形ではないかなというふうに考えております。同様の竹チップ、そういった資源を使って、手間暇をかけて高品質な堆肥と考えてみれば、かなり安いのではないかなというふうに考えております。

また、意見集約等については、実際使われてある方であったり、別の堆肥を使われてある方、そういったところにも、農業委員に限らないんですけれども、そういったところで御意見とかは聞いた上で、やはり施用まで考えたところで補助するべきというふうに当課としては考えましたので、こういった制度設計、生産段階での補助ではなくて、実際施用した段階での補助と、それに合わせて、今後、こういった成果を次回というか、見直しであったり、今後の施策に生かすために、施用された方について、こちらからアンケート等の調査をしまして、成果の分析、そういったところで、また補助金の見直しであったり、新たな制度への展開を考えておりますので、ちょっと今回の設計については、そういったところを踏まえてこのような設計にしております。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私も1か所出た会議、具体的には園部共乾の会議なんですけど、そこで共乾の意見の中でこれが出てきたので、ああ、共乾の人たちもそう思うんだと思って、なら、これはありかなと思って進めているというのは一つあります。

それから、あと生産のやつに補助をかけたらいいと。ただ、この場合、売れ残った場合に補助した部分が全く無駄になってしまいますので、取りあえずはまず購入側で一遍やってみようということで、今スタートするということで御理解いただければと思います。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

有機農業を進めるという部分では、それはそれでもいいんですね。肥料というのは、農業だけじゃないんですね。例えば、花壇をする上で花を植えてあるとか、いろんな使い方があってるんですね。例えば、福岡市とかになると、廃材、木材をチップにしてそれを堆肥にしたりしているのは、どういうところに使用してもらっているかというのと、主に公共工事に植栽の費用に何割かは、福岡市は例えば木材の廃材を使った肥料を使ってくださいよとか、そういうところでも消費をしていくんですね。

今回の場合は、どれだけの生産量といいましょうか、堆肥が出るかというのは、私はそんなにめちゃくちゃ、畜産農家が1件だけですから、そんなに多くは出ないんじゃないのかなと。まして、一定の割合、そこに竹チップを混入する割合ですけれども、その竹チップがどれだけ実際生産できるのかというのが、私はそっちのほうを逆に心配するんですね。あまり竹チップを入れないとなってくると、効果もないのかなと思ったりもしますので、その辺の割合から含めて、1年間やってみてどうなのかというのがありますけれども、また見直すべきところは見直していかないと、ちょっと無理があるのかなと思いますので、そういう見直しをするときに、どこと話をして見直しをするのかというのが必要になってくるんですけれども、先ほど見直しについても検討しますよと言われましたけど、今後こういう見直しはどこと話をして、どのようにして見直しをしていく計画なのか、お願いします。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

見直しをする場合の議論先ということですからけれども、私たちも通常有機栽培を主にやって

いる農家さんとかとのつながりもありますし、そういったところの御意見であったり、生産組合の代表者会という場もあります。また、農業委員会も毎月定例でやっておりますので、先進的な農家さん、そういったところとまずは意見交換とか、それと今回の実績に対する意見等を協議していきたいと。そういったものを見直しに活かしていければなというふうを考えております。

○議長（末次 明君）

天本勉議員。

○6番（天本 勉君）

私のことも含めて、関連で質問させていただきます。

昨年から私もオーガニックということで、牛ふんといろいろ混ぜて、牛ふんペレットを使っています。それまでは化学肥料だけで13万円ぐらいかかっていたんですね。それが有機肥料にすると半分の6万円ぐらい済みました。大体1反当たり100キロで、10キロが大体510円、20キロで大体1,020円、そういうことで使っております。

今、重松議員が言われたように、昔は畜産農家も多かったんですね。そして、今は1件だけで、そういうふうにと考えると、さっき市外の販売も出ましたけど、私は竹林もだんだんなくなってくると生産が、供給のほうがそう望めないんじゃないかなと思うんですね。大体1年間どのぐらいのキロ数を考えてありますでしょうか。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

現時点で、この堆肥の供給量が大体8トン程度しております。我々の目標としては、その倍の16トンを目指して今回やっていきたいなというふうに思っております。生産能力としては、年間で大体約34トンの能力を保有しておりますので、その大体半分ぐらい、そういったところをまずは目指して普及させていきたいというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

あとプラスで担当課と議論しているのは、対象となるような有機肥料というか、この分野はまたほかのところで出てくる可能性があるんで、そういうのも逆に将来対象にしていこう

というふうな検討はこれから必要だよねという話は、最初始めたときから、今回、たまたまかいろう基山が佐賀県1位になったということのタイミングで、今回の臨時議会に出ている、もう一つ、臨時会に出ている理由は、6月までその肥料をまくのが待てないので、なるべく早くこの臨時議会じゃないと駄目だということで、6月には回していないんですね。だから、今後、今言ったように、もっと肥料もたくさん違う人たちがまた考えるようなものもあってくるだろうから、むしろその検討を広げていくと、底辺が広がっていくんじゃないかということは議論を今しているところでございますので、またぜひそういうお使いなんであれば、またいろいろ相談に乗っていただければいいかなというふうに思います。

○議長（末次 明君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

10ページ、7款1項1目、商工費、ございませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

今回の商工観光の中で総合支援事業ということで、女性に特化して、概要は書いてありますので、そういうのを踏まえた上でお尋ねしたいのが、やはり女性は子育てとか出産、そういうのもありますし、何というか、そういうことで、私ちょっとこの中で女性に特化するのはいいんですけど、どこまで考えてあるかというのは、女性はやはり出産とか子育てもある中で起業したいという方もいらっしゃるのではないかと思います。そういうときにちゃんとそういう前提の託児所なり、これに受けれるまでの準備、そういうことをしていただけるのか、ちょっとそういうこともこの資料を見ていたら、説明書を見ていたら気になる場所です。

それから、もしできなければ、オンラインでセミナーに参加できないのか。今いろいろオンライン会議もあっていますので、そういうことも踏まえたところで考えていただけないかということをお尋ねします。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

今お尋ねの託児所については、今のところちょっと検討はしておりませんが、オン

ライン等についてはできるんじゃないかなと思いますので、ちょっと託児所については、うちの職員だけではできないところもありますので、その辺は今後そういった要望等もあればオンラインなり託児所の要望等もあれば、また検討なりしていく必要があるんじゃないかなと思います。

○議長（末次 明君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

そういうことで、やはりいろんな方が、女性が、若い世代であれ、高齢者であれ、こういう事業に参加できるような、多様性のあるやり方で検討していただきたいと思って、これは提案ですけど、要望です。答弁は要りませんが、お願いしておきます。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

これは国の地域女性活躍推進交付金事業を活用しての内容だと思っております。創業支援ということですので、特に女性のための資格取得講座とか予定されるということで、それで女性の方が起業したいとしたときに、その後、どのぐらいの方がおられてというのは把握しているのか、把握していなかったら、そういった内容を見て、今後の事業も検討していくんだろうと思うんですけど、起業支援でも額の限定とかいろいろあると思うんですが、女性がやる起業というのは、そんなに極端な大きなものじゃない可能性もあるもので、今後の支援のまたお金をつけていくような形になろうかと思いますが、そこら辺はどのように考えていますか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

現在では創業支援については補助金等を出しておりますし、現在、生涯現役地域づくり環境整備部会の中で創業支援セミナーとかを開催しておりますけど、半分近くが女性の方とか夫婦で御参加という方がかなりいらっしゃいまして、ちょっとしたショップを開きたいとか店舗を考えたいというような、今後そういった起業を検討しているとか、将来起業したいという方がかなりいらっしゃいますので、そういった方にいろんな講座を聞いていただいたり、

いろんなネットワークづくりをしていただいて、創業支援につながるような事業にしていきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

女性の方が起業するという内容で、今の創業支援の中身を全て把握していない状況で質問しているので、とにかく最初に質問したとおりに、今の規約というか、そういった条件ですね、そこの見直しは必ずやっていただいて、広がりが出るような格好で今後進めていっていただきたいなと思いますけれども、そこら辺どうでしょうか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

議員おっしゃいますように、いろんなつながりと多くの女性の方が起業できるように事業を進めていきたいと思えます。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

基山町内で女性の方がこういうふうに着業されて、そしてできれば成功していくということは非常に私は大切だというふうに思っております。

それで、先ほど創業支援セミナーが今開催されているけれども、半分程度は女性とかなんとかというような、ほほうと私は思ったんですね。そんな参加されているのかなと。まず今現状を町内で女性の方が中心になって起業されている例は何があるのか。例えば、一般的にはパン屋とかピザ屋とか、いろいろそういうのがあるんだろうと私素人目には思っているんですけれども、基山町内で現在どのような事業を展開されているのか、分かれば説明してください。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

今あるのは雑貨屋とかケーキ屋ですね、そういったところが女性が多いんじゃないかなと

思っております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それは一般的にどこでもあるような感じだと思うんですよ、あるような事業形態なのかなというふうにちょっと思っているんですけど、基山町として地域性かれこれも含めて、今後期待される女性の方が展開される事業としてはどういうことが予定されている、もしくは予想されるのか。そのことによって基山町内に女性の方が定着していただくということは非常に大切だというふうに思っておりますが、想像つかないですかね、パン屋とかケーキ屋は一般的だと思うんですよ。いや、それがでけんとは言いよらんとですよ。それはそれで大切ですけど、それ以外、そんぐらいなもんということですかね。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

今言ったほかに美容室ですね、そういったのも女性とかも多いんじゃないかと思えますし、ほかに飲食店、小料理店とかいうのも今後出てくるんじゃないかなと思っております。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

女性で多いのはそういう分野の話もありますが、例えば、さっき美容院の話が出たかと思いますが、結局、完全予約制の、予約したやつしか取らないというパターンは美容院でもありますが、歯医者があるし、それからケーキ屋も完全予約でしか対応しないというケーキ屋が今基山町にありますので、これは全国的に今そういう傾向になってはいますが、基山町は結構いち早く対応してきているなと思えますので、そういうのが今から可能性が高いんじゃないかなというふうに思います。というのは、何でそう言うかという、この話を福岡でしたら、福岡がまさに創業はみんなそういう形でやられていると。別に女性だけじゃなくて男性もそういう形になっているということですけどね。

あとは、基山町ではダンススクールが相当前からやって、それから塾なんかが、英語の塾とかも女性がやられていますので、多分個人事業主も入れると100ぐらいあるんじゃないか

と思いますよ。今、基山町は500ぐらい個人事業主が入れてありますけど、100近くカウントできるようにするぐらい今結構いっているんじゃないかと思いますよ。ジャム屋もありますし、本当にこれから女性が活躍する時代になっていくんじゃないかなというふうに思います。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

関連でお聞きいたしますけど、空き家の活用もありかなというふうに、現に空き家を活用して創業されている方もいらっしゃいますが、例えば、その辺での支援というのは、どういふのがありましようか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

空き家については、うちで把握している分については、商工会とかとも協議して、そういった創業される方については、こういうところもありますよというような支援はできるんじゃないかなと思っております。（「金銭的な支援は」と呼ぶ者あり）

空き家等についてのそういった事業されるときに金銭的な補助については今のところございません。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

もう一点だけ、今の議論を聞いてちょっと感じたことですが、創業支援セミナーをやる場合、今の状況では、現況の把握が少しまだできていないのかなと思っています。これはこれからセミナーを開きながらすれば、ある程度つかんでくることですから、今できていないから駄目ということじゃないんですよ。できたら簡単なアンケートでもいいですから、あなたは将来どんなことをしてみたいと思っていますかとか、その程度でいいと思うんですが、どういった職種でやってみたいとか、願望でもいいし、そういったものを蓄積していったほうが、基山町がどんなものを望まれているのかなというのもつかむことができますし、そこら辺、担当課としてどう思われますか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

そういうところも把握していきながら、アンケートなり意見を聞きながら開催していきたいと思います。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

同じところで、この事業自体は私は非常に賛成するところでもあります。私も40代前半のときに、この創業支援というのを基山町商工会のほうに訪ねたんですが、その当時は基山町商工会からの紹介で鳥栖市の商工会議所のほうでの講義を受けて、中小企業診断士の講師の方、数回に分けてこういったセミナー等を受けさせてもらいました。その中で、この事業計画にも記載されていますが、いろんな事業等、こういうことは進められて結構だと思いますし、私もそのセミナー等で受けたのは非常に有意義な内容だったと思っておりますが、この事業計画の3ポツ目の女性起業家ネットワークの構築の中に不安を抱えがちな女性起業家の事業展開や事業規模拡大等のサポート体制の構築というところがありますけれども、こういったものが非常に大事なところで、私のときも当然事業をある程度考えるのであれば、資格も含めて、今後どういうことをやっていくか、それなりに自分でも勉強して、そういったセミナーに参加するというケースが多かろうかと思っております。一番難しいのは、今申し上げたところで、今後その事業をやる、起業する際に自己資本は持ちつつも、どれぐらいの融資をしていただけるか、自己資本以外の部分ですね。ここの部分が非常に私たちは難しく、実際にそこに非常に丁寧なサポートをしていただいたおかげで、私も数千万円の融資を日本政策金融公庫から取らせていただきました。この部会のほうには、たしか銀行とか日本政策金融公庫の方も入られているかと思いますが、内容には具体的にその融資等についての相談等、具体的にどういった方向で最終的に創業に向けてやっていくかというところの説明が少し足りないように思いますけれども、その辺についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

資金とか融資については、先ほど言われましたように、部会の中にも基山町内の銀行が

入っていらっしゃると思いますので、講座の中とかセミナーを開催する中で、各銀行については、その中で講師となって説明とか相談に乗っていただきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

そこでかなり時間を取るんですよ、時間がかかるんですよね。融資についてもいろいろ相談するところで、これは一、二回のセミナーぐらいじゃなかなか進まない。その後、個別の説明会等も必要になってくるかと思えます。そこで不安になるところで一緒に受講した女性同士の皆さんと相談しながら進めていくというのは非常に貴重な場だと思いますけれども、それとあわせて、事業がある程度乗っていくと、今度はまた運転資金とかもろもろかかってくる場合があって、それはさらにかかっていく、そこまで見て私は創業支援が初めて成立すると思っておりますので、事業としてはそこまでの予算をかけていないんですが、仮にこのセミナーを開催した後の追跡をして、その人たちのフォローアップというのは、今後予算化されるのかどうか分かりませんが、1回の事業で終わるのか、それとも今後、これで実際に創業した方に対して創業の補助金があるのは存じ上げていますが、それ以外にそういった部会等でのフォローアップ、あるいはまち部会等で、産業振興協議会の部会のほうでこういったフォローアップをやっていくのか、もう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

フォローアップについては、産業振興協議会の中でも創業支援の後も引き続き伴走型として支援を行っていきたいと思います。

先ほど言われたように、補助金は創業支援のときにはありますけど、その後についてはありませんので、そういった今後の創業した後でも必要や状況に応じて支援ができるような体制を整えていきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

松石健児議員、3回目です。

○7番（松石健児君）

最終的に私は、このセミナーを行ったとしても、その中で創業をしたいという方が融資を

受けて、実際にその融資を受けた上で事業が始められたという形になって初めて成功した事業だと思っておりますので、ぜひその辺まできちんとフォローアップをしていただいて、女性の方の創業支援につなげていっていただきたいと思います。要望です。答弁は結構です。

○議長（末次 明君）

ほかございませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

ほぼ皆さんが言っていたし、私も実は個人事業主で、国のほうから補助金とか、いろんなものを融資していただいて、返済しながら、自分の店は運営しています。だから、今、松石健児議員がおっしゃったように、この件について本当に最初の入り口から最後の出口のところまで、自立するまでというのは相当な期間がかかります。ですので、私がお聞きしたかったのは、一番最初に4つぐらいの講座か何かを具体例で挙げてありますけれども、それでここに産業振興協議会の連携が不可欠であると。だから、一体どういうふうなメニューというか、もうちょっと具体的にこういうことを最初にやって、それからこういうふうなところまで持って行って、最後の出口はここなんだみたいなところを、何かそういう計画があるんやったら教えてもらっていいですか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

今のところは、ここに書いてありますように、自分磨きの講座とか、基本的には講座を開催した後に、女性起業家さんたちのネットワークの構築ですね。講座等で集まられた方たちのネットワークづくりとか、先ほどの金融機関なり商工会なりと連携したフォローアップ等を今後も行っていきながら事業を進めていきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

これは一応単年度ですね、1年間。これはたまたま、私からすれば、この地域女性活躍推進交付金があるから多分女性に来たのかなと思ったぐらいで、この交付金を使うのであれば対象は女性なので、だけれども、あわせて相変わらず、じゃ男性はどうなるんだと。男性だって起業したい人もいるし、だから、別に補助金の種類によってここは女性が来たんで

しょうけど、というふうには私は理解しているんですね。これを単年度だけで終わらせるつもりなのか、ずっと継続して、この交付金がなくなったとしても基山町としてやっていくと、何かそういうつもりでやられているのか、その腹のくくり方というか、そのところは どうですかね。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

補助金の年度については単年度事業となっておりますけど、女性起業の支援については、今後もできるだけ応援、支援をしていきたいなと思っております。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

できるだけというのがちょっとよく分からないんですが、取りあえず1回やってみて、それからまた考えるというような認識には私はなってしまうんですけども、これをやっていくのであれば、本当に最初から最後まで面倒を見ていかないかんのですよね。だから、簡単にこの講座をやって交付金がなくなったから1回で終わりますというんじゃ全然意味がないので、交付金が来ても半分ぐらいはうちの町のお金を持ち出さないかんので、ということは、最小の資金で最大の効果を上げるというのがモットーですけども、そこに果たして行き着くのかどうか、そこまでしっかりした計画があって、この入り口に立ったのかという、そのところがよく分からんのですよ。だから、そこら辺を、本当にこれは今後続けられるんですね、交付金がなくなっても。あわせてもう一個、女性のためだけでなく、男性でも仕事がなく、それでも起業をやりたいとか、お金がないからとかノウハウが分からないからとか、そういう方もいらっしゃるんですよ。だから、そういった人たちも今後併せてやっていかれるんだったら、基山町として最後まで支援をしてあげると、それが最大の効果を上げられる一つの方法だと思うんですけどね。そのところの所見というか、最後の質問なので。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

男性女性問わず創業支援については補助金等がありますので、そういうのを活用しながら、

創業支援者の方については支援をしていきたいと思っております。今回の女性に特化している分については、町内の女性等となっておりますけど、これは女性だけではなく夫婦で御参加の人とかも結構今の創業支援のセミナーとかではいらっしゃいますので、こういったときについては、女性と男性区別なく、夫婦とかでも参加していただいてもいいんじゃないかなと思っております。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

創業支援セミナーはもう既に6年連続やっています。今までも継続してやってきました。その中で女性が非常に多かったので、今年度は女性をターゲットにたまたまそういうメニューがございましたので、女性ということなので、来年度以降はじゃどういふ形でやるのか、また一本でやっていくのか、そういったことはこれからまた考えていきたいなというふうに思っていますので、今までも単発でやったことじゃなくて、ずっとやってきた結果として今やっと基山町で創業みたいなものが少しずつ本格的になってきておりますし、あそこの保育園のところのスペースでマルシェなんかやるのも、基山町の方が必ずしも多くなくて、小郡市とかの方が多いんですけれども、ああいったところも活用して、事業を少しずつ拡大するような、そういう動きも出てきておりますので、そういったものを総合的に支援していくことが大事かなというふうに思っているところでございます。だから、今年も男女分け隔てないセミナーもやりつつ、この女性のやつを特別にやるということで御理解いただければと思います。

○議長（末次 明君）

10ページ、ほかございませんか。重松議員。

○10番（重松一徳君）

確かに今、町長言われたように、基山町ずっと創業支援をやっています。今回、中村議員言われたように、女性に特化するといった場合に、この補助金は女性活躍推進法に基づいた交付金、これは多分時限立法、今年までじゃないのかなと。そうすると、来年度以降この補助金というのはなくなる可能性もあるなと思いついて聞いていたんですけれどもね。

それともう一つは、この歳出、私分からないんですけれども、コーディネート委託料に全部委託するんだったら分かるんですけれども、謝礼があるし、特別旅費があるし、消耗品費

の印刷製本費とか、いろいろありますね。本来こういうのは、例えば、産業振興協議会のほうに委託して、そっちのほうでしてもらうんだと。そして、コーディネートもそこでしてもらうんだというんだったら分かりますけれども、町費として謝礼を組むということは、基山町が何らかの講演会等を開くという形になっているんですか、それとも分けているけれども、これは全て委託に回すんだというふうになっているのか分かりませんが、その説明をお願いします。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

事業については、単年度で終わるか、また来年度からも引き続きなるのか、後の事業が出てくるのか、ちょっと今のところ分からないような状況です。

単費をつけている分については、一応謝礼等については、うちのほうで交流会とかワークショップ、そういったのを開催したいなと思っておりますので、そういったときに町内で実際今起業された方にも参加いただいて、そういった交流会とかができないかなということで今計画をしております。

○議長（末次 明君）

10ページ、ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

11ページ、8款2項2目。中村議員。

○5番（中村絵理君）

これは資料が多分あったはずだと思うんですけど、19ページと20ページ、桜町・伊勢山線で、伊勢山のところから左に入って行って、田中鉄工所がある辺りですね。そこら辺をどういうふうに町道の補修というか、どういうふうな形になるんですかね。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

こちらは桜町・伊勢山線の舗装の補修工事ということで、継続してずっとやっている工事です。たんぼぼこども園の前からずっと南下していく、田中鉄工の前とかも過去にやってい

ますし、去年はたんぼぼこども園の手前までやっています。こちらの伊勢山の交差点から田中鉄工の手前の橋のところまでの区間を舗装及び舗装の下、路盤路床等の改良ということで工事を行う計画になっております。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

これが、あその伊勢山交差点から入ってすぐ左手に、すごい車がたくさん止まっている駐車場みたいなのがあって、そこにゼブラゾーンとかもあるんですけど、あそこもきれいに塗り直したりとかするんですか。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

今回は舗装を行う分につきましては、反対側の反路線側の改良ということで、ゼブラのほうは今年度分に入っていないような状況です。次年度以降、もし来年の社会資本総合整備交付金のほうには載せていく形になります。ゼブラのどこの範囲までするかというところがありますので、道路の区域がありますので、影響する部分については対応したいと思っています。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

ちょっとここで住民課のほうにいま一度お尋ねしたいんですけども、あそこにゼブラのゾーンがありまして、この間もちょっとお尋ねしたんですけども、あそこに大きな車を上げたり下げたりするやつがいつも奥に入っているけれども、たまに外に出てくるんですね。あそこに川があって、そこから最近奥に新しい住宅がたくさんできていますので、あそこ出入りの車がすごく多くて、その車がゼブラゾーンに止まっていると、ほぼ見えないから、いつ事故が起こってもおかしくないというようなことが来ていると以前申し上げたんですが、それで何かあったら警察に通報するしかないですねという話になったんですけども、ちょっとあちらの方たちがあんまり納得はされていないというか、何とかならんのかというような御希望もあって、だから、この工事をされるということに引っかけて、ちょっとここ

で質問させていただくんですけども、何とかそれ以外にうちの町として、あちらさんの駐車場をお使いになっているところとうまい交渉とかできないんだろうかと、小さいお子さんたちも結構あそこは通るので、いかがなもんかなと思ってお尋ねします。

○議長（末次 明君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

ここの伊勢山線のところにつきましては、この御意見が出ている組合のほうの意見を地元区長のほうに吸い上げてもらっています。それを踏まえて、実はあしたですけど、区長と私たちと関係業者とで協議を行います。その中で、何か具体的な対策等があれば、それを踏まえて、私たちは考えていきたいと思っております。ここにつきましては、引き続き警察のほうにもパトロールのほうはお願いしているところでございます。

○議長（末次 明君）

11ページ、ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

12ページ、8款5項1目。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

定住のほうだと思いますけど、唯一資料が出ていないので、なぜかなと思って、今日、吉田財政課長から説明があったら、12節の委託料は本桜の屋根の設計業務委託料、それから14節は割田団地の長寿命化の同じく屋根の工事で、これは継続なのかなとは思っています。

それで、お尋ねですけども、この14節の部分は割田団地の長寿命化工事ですので、これは大事なことだと思っておりますけど、割田団地は2棟ですか、3棟全てをこの予算でされるのか、ちょっと詳細を御説明ください。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

今回予算を計上させていただいておりますのは、割田団地のRC-3の屋根の防水工事となっております。RC-1と2は令和4年度と令和5年度に完了しておりますので、今年度のRC-3で割田団地は全て屋根防水工事が完了する予定となっております。

本桜につきましては、こちらRC-1の設計の業務となっております、来年度に工事、RC-1の工事着手を目標としております。本桜のほうは全部で5棟ございますので、6年かけて屋根の防水工事まで終わらせたいと思っております。

○議長（末次 明君）

ほかございませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

ここの割田団地の屋根の防水の件で、今回RC-3ということですが、これは予算が1,800万円ですね。以前、ほかのところだったら1,000万円ぐらいでの予算での計上だったと記憶しているんですけど、やっぱり材料費とか、そういう類いで上がったのかどうなのか。かなり値上がりしているなどと思って、ちょっとそこだけ教えてもらっていいですか。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

RC-1が全部で16部屋ございまして、RC-2が20部屋、RC-3が24部屋と、部屋数が変わってきてございまして、施工の面積がだんだん大きくなってございます。それで、一応この1,800万円で予算を計上させていただいているところです。

○議長（末次 明君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

最後になりますが、13ページ、予備費、14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようでしたら、議案第27号に対する質疑を終結します。

次に、議案第27号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第27号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第27号は可決されました。

以上をもちまして令和7年第2回基山町議会臨時会を閉会します。

～午後3時08分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 重 松 一 徳

基山町議会議長 末 次 明

基山町議会副議長 松 石 健 児

基山町議会副議長 栗 野 久 明

基山町議会議員 天 本 勉

基山町議会議員 松 石 健 児